



島根県報

平成18年 2月10日 (金)
第 1,750 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|------------------------------|---------------|---|
| 平成18年 2月定例県議会の招集 | (財 政 課) | 1 |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 | (高 齢 者 福 祉 課) | 1 |
| 土地改良事業施行の認可 | (農 村 整 備 課) | 2 |
| 島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正 | (水 産 課) | 2 |
| 島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正 | (") | 2 |
| 国土調査の指定 | (用 地 対 策 課) | 3 |
| 地籍調査の成果の認証 | (") | 3 |
| 道路の区域の変更 | (道 路 維 持 課) | 3 |

公 告

| | | |
|-----------------------|-------------|---|
| 臨港地区の区域の案の縦覧 | (港 湾 空 港 課) | 5 |
| 都市計画変更の図書の縦覧 | (都 市 計 画 課) | 6 |
| 開発行為に関する工事の完了 (2 件) | (") | 6 |

公安告示

| | | |
|---------------|-----------|---|
| 駐車監視員資格者講習の実施 | (警 察 本 部) | 7 |
|---------------|-----------|---|

告 示

島根県告示第112号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第101条第 1 項の規定に基づき、平成18年 2月23日定例県議会在松江市に招集するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成18年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第113号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|--------|------------------|-----------------------------|--------------------|----------------|
| 隠岐の島町 | 認知症対応型 共同生活介護 | 隠岐の島町認知症高齢者グループホーム みのりの家 | 隠岐郡隠岐の島町都万2472 - 3 | 平成18年 2月 1日 |

島根県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成18年2月10日

島根県知事 澄田信義

| 事業主体名 | 事業名 | 認可年月日 |
|----------|-----------------------|------------|
| 江津市土地改良区 | 押手地区区画整理事業（非補助土地改良事業） | 平成17年1月31日 |

島根県告示第115号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成18年2月10日

島根県知事 澄田信義

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---------|---------|---|---|---|---------|---|-------|
| 別表中 | を | 「 | 年1.7%以内 | 」 | を | 「 | 年1.6%以内 | 」 | に改める。 |
| | | 年1.7%以内 | | | | | | | |
| | | 年1.7%以内 | | | | | | | |
| | | 年1.7%以内 | | | | | | | |
| | | 年1.7%以内 | | | | | | | |
| | | 年1.7%以内 | | | | | | | |
| | | 年1.7%以内 | | | | | | | |
| | | 年1.7%以内 | | | | | | | |

附則

- この告示は、平成18年2月10日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年1月26日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第116号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成18年2月10日

島根県知事 澄田信義

第5条第2号中「1.7パーセント」を「1.6パーセント」に改める。

附則

- この告示は、平成18年2月10日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年1月26日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第117号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成18年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

| 国土調査として指定した年月日 | 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間 |
|----------------|-----------|---|---------------------|
| 平成18年 2月 3 日 | 津和野町 | 溪村 - 1 圃場整備地区 溪村 - 2 圃場整備地区 溪村 - 1 圃場整備地区 | 告示の日から平成20年 3月15日まで |

島根県告示第118号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成 果 の 名 称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-----------|-------|-----------------|--------------|
| | | 地 籍 図 | 地 籍 簿 | | |
| 隠岐の島町 | 平成15年度～17年度 | 27枚 | 1冊 | 都万 | 平成18年 2月 1 日 |
| 松江市 | 平成15年度～17年度 | 14枚 | 1冊 | 東津田 東津田 | 平成18年 2月 1 日 |
| 雲南市 | 平成14年度～17年度 | 40枚 | 1冊 | 槻の屋 | 平成18年 2月 1 日 |
| 雲南市 | 平成15年度～17年度 | 15枚 | 1冊 | 尾原ダム | 平成18年 2月 1 日 |
| 益田市 | 平成15年度～17年度 | 36枚 | 2冊 | 朝倉 | 平成18年 2月 1 日 |
| 益田市 | 平成15年度～17年度 | 45枚 | 1冊 | 板井川 | 平成18年 2月 1 日 |
| 益田市 | 平成15年度～17年度 | 22枚 | 1冊 | 小原 | 平成18年 2月 1 日 |
| 邑南町 | 平成15年度～17年度 | 60枚 | 1冊 | 円の板 2 | 平成18年 2月 1 日 |
| 邑南町 | 平成15年度～17年度 | 42枚 | 3冊 | 馬野原 5 | 平成18年 2月 1 日 |
| 邑南町 | 平成15年度～17年度 | 6枚 | 1冊 | 日和 1 | 平成18年 2月 1 日 |
| 日原町 | 平成15年度～17年度 | 43枚 | 1冊 | 溪村 溪村 圃場整備地区 | 平成18年 2月 1 日 |
| 日原町 | 平成15年度～17年度 | 27枚 | 1冊 | 商人 - 1 | 平成18年 2月 1 日 |

島根県告示第119号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年2月10日

島根県知事 澄田信義

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 | |
|-------|-------|--------------------------------|--------|-----------------------------|----------------|-----------|--|
| | | 区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | | | 延長 |
| 県道 | 出雲仁多線 | 雲南市三刀屋町根波別所518番1地先から同437番1地先まで | 前 | A メートル 5.50～ 15.00 | メートル 241.00 | 木次土木建築事務所 | ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管及び土地交換 |
| | | | | B 18.50～ 42.00 | 212.00 | | |
| | | | 後 | B 18.50～ 42.00 | 212.00 | | |
| " | 稗原木次線 | 雲南市三刀屋町高窪786番2地先から同782番2地先まで | 前 | A 5.00～ 12.00 | 170.00 | 木次土木建築事務所 | ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管 |
| | | | | B 14.00～ 33.00 | 136.00 | | |
| | | | 後 | B 14.00～ 33.00 | 136.00 | | |
| " | " | 雲南市三刀屋町高窪841番2地先から同925番地先まで | 前 | A 4.00～ 9.00 | 143.00 | 木次土木建築事務所 | ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管 |
| | | | | B 13.00～ 25.00 | 137.00 | | |
| | | | 後 | B 13.00～ 25.00 | 137.00 | | |
| " | " | 雲南市三刀屋町高窪925番地先から同924番1地先まで | 前 | A 6.00～ 34.50 | 58.00 | 木次土木建築事務所 | ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管 |
| | | | | B 9.00～ 21.00 | 53.00 | | |
| | | | 後 | B 9.00～ 21.00 | 53.00 | | |
| " | 吉田頓原線 | 雲南市吉田町民谷484番2地先から同946番4地先まで | 前 | A 3.50～ 24.50 | 350.00 | 木次土木建築事務所 | ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管 |
| | | | | B 9.50～ 43.50 | 372.50 | | |
| | | | 後 | B 9.50～ 43.50 | 372.50 | | |
| " | 宮内掛合線 | 雲南市掛合町穴見511番地先から同854番地先まで | 前 | A 4.00～ 6.50 | 88.00 | 木次土木建築事務所 | ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管 |
| | | | | B 10.00～ 15.00 | 74.50 | | |
| | | | 後 | B 10.00～ 15.00 | 74.50 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---------|-----------------------------|---|---|---------------|--------|-----------|--|
| " | " | 雲南市掛合町穴見490番4地先から同69番4地先まで | 前 | A | 3.50 ~ 7.00 | 76.00 | 出雲土木建築事務所 | ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管 |
| | | | | B | 7.00 ~ 15.00 | 63.00 | | |
| | | | 後 | B | 7.00 ~ 15.00 | 63.00 | | |
| " | " | 雲南市掛合町穴見472番地先から同145番1地先まで | 前 | A | 3.50 ~ 10.00 | 140.00 | 出雲土木建築事務所 | ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 市道移管 |
| | | | | B | 7.00 ~ 13.50 | 136.00 | | |
| | | | 後 | B | 7.00 ~ 13.50 | 136.00 | | |
| " | 多伎江南出雲線 | 出雲市駅南町一丁目7番6地先から同地先まで | 前 | | 22.50 ~ 25.00 | 17.00 | 出雲土木建築事務所 | 土地区画整理事業に伴う換地処分 減幅 |
| | | | 後 | | 17.00 ~ 24.00 | 17.00 | | |
| " | 川本波多線 | 邑智郡美郷町粕淵584番4地先から同582番1地先まで | 前 | | 12.00 ~ 15.00 | 47.00 | 川本土木建築事務所 | 不用物件発生 減幅 仮設道撤去 |
| | | | 後 | | 4.00 ~ 8.00 | 47.00 | | |
| " | 下府江津線 | 浜田市宇野町450番2地先から同町383番1地先まで | 前 | | 6.00 ~ 12.00 | 175.00 | 浜田土木建築事務所 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | | 12.00 ~ 26.00 | 175.00 | | |
| " | " | 浜田市宇野町383番1地先から同町200番地先まで | 前 | A | 6.00 ~ 10.00 | 520.00 | 浜田土木建築事務所 | 道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ |
| | | | 後 | A | 6.00 ~ 10.00 | 520.00 | | |
| | | | | B | 11.00 ~ 38.00 | 545.00 | | |
| " | " | 浜田市宇野町200番地先から同町179番1地先まで | 前 | | 9.00 ~ 40.00 | 125.00 | 浜田土木建築事務所 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | | 11.00 ~ 43.00 | 125.00 | | |

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成18年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

| 港湾名 | 臨港地区の区域 |
|-----|-------------|
| 七類港 | 美保関町七類地内の一部 |

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、松江土木建築事務所及び松江市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月10日

島根県知事 澄田信義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江圏国際文化観光都市計画）地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月10日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

江津市波積町本郷173番1 外85筆
面積 23,237.84平方メートル（1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

江津市江津町1525番地
江津市土地開発公社
理事長 中島廣吉

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月10日

島根県知事 澄田信義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町448 - 56
面積 2,282.42平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市西津田2丁目11番5号
有限会社 狩野工業
代表取締役 狩野吉春

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第13号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年 2月10日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 講習期日

| 内 容 | 期 日 | |
|------|-----|--|
| 講 習 | 期 日 | 平成18年 3月22日及び23日 |
| | 時 間 | 受付 午前 7 時45分から午前 8 時15分まで |
| | | 講義 午前 8 時30分から午後 5 時10分まで 指示 午後 5 時10分から午後 5 時30分まで |
| 修了考査 | 期 日 | 平成18年 3月30日 |
| | 時 間 | 受付 午後 0 時45分から午後 1 時15分まで |
| | | 考査 午後 1 時30分から午後 2 時30分まで 発表 午後 3 時30分から午後 4 時まで |

(2) 講習場所

松江市打出町250番地 1

島根県運転免許センター（電話0852 - 36 - 7400）

2 受講手続に関する事項

(1) 受講申込書の受付期間等

ア 受付期間

平成18年 2月20日（月）から 3月10日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

イ 受付時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

(2) 受講申込書の入手方法

ア 島根県警察本部交通部交通指導課又は島根県内の最寄りの警察署で受け取る。

イ インターネットにより島根県警察のホームページから印刷する。

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

受講希望者の持参による。ただし、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添えること。

(4) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

イ 受講手数料 19,000円（相当する額の島根県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄にはり付けること。）

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

ウ 写真 1枚（申込前 6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ

メートルのものを、アの受講申込書の所定の欄にはり付けること。)

3 駐車監視員資格者講習の受講に関する事項

(1) 講習内容

講義14時間(1日7時間)及び修了考査1時間の合計15時間

(2) 講習受講に必要な物

ア 駐車監視員資格者講習受講票(申込者に対して、講習期日を記載したものを送付する。)

イ 筆記用具

5 問い合わせ先

島根県警察本部交通部交通指導課

電話(0852)26-0110 内線5114・5115